

年金 1 (問題)

【第 I 部】

問題 1. 次の（1）～（4）の各間に答えなさい。〔解答は解答用紙の所定の欄に記入すること〕

各 5 点 (計 20 点)

(1) 年金制度に関する次の①～⑤の文章について、下線部分が正しい場合は○、誤っている場合は×を記入するとともに、誤っている場合には下線部分を正しい内容に改めなさい。

- ① 企業型年金加入者掛金の算定方法については、定額、定率（給与に一定の率を乗ずる方法）および定額と定率の組み合わせが認められている。
- ② ある確定給付企業年金制度の脱退一時金相当額を他の確定給付企業年金制度へ移換する場合における申出は、中途脱退者が移換元確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した日から起算して 1 年を経過する日又は移換先確定給付企業年金の加入者の資格の取得した日から起算して 3 か月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。ただし、天災等のやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- ③ 年金積立金に対する特別法人税は平成 31 年 3 月 31 日まで課税が凍結されることとなる。
- ④ 個人型年金加入者となることができる者は、国民年金の第一号被保険者、国民年金の第三号被保険者および企業年金等対象者でない 60 歳未満の厚生年金保険の被保険者である。
- ⑤ 基金型の確定給付企業年金における年金経理から業務経理への繰入れについては、当該繰入れを行わなければ基金の事業の実施に支障を来す場合その他やむを得ない場合に限られており、前事業年度の末日における積立金の額が数理債務の額又は最低積立基準額のいずれか大きい額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度として、年金経理から業務経理へ繰り入れができる。

(2) 日本アクチュアリー会および日本年金数理人会が作成した「退職給付会計に関する数理実務ガイドンス」における計算基礎に関する記述について空欄を埋めなさい。

3.8 死亡率

死亡率は、国などを単位とした生命表を基にして設定する方法が一般的であり、合理性が高いと考えられる。

例えば、日本の国民生命表（公的機関から公表されているものとしては、完全生命表と簡易生命表がある。）の死亡率は、(A)も含めた経験値に基づくものであることから、本専門業務で使用する死亡率は、これに合理的な補正を行うことが適当である場合が多い。

特定の集団の経験データに基づいて独自の死亡率を作成することは、集団の構成員の数が大きく十分なデータが利用できるなど、合理性が高い場合に限られるべきである。

(B)が合理的に見込まれ、かつ、重要性が高いと判断される場合には、これを織り込むことが考えられる。終身年金を支給する制度の場合であって、保証期間が無い、あるいは保証期間が短い場合には、退職給付債務や勤務費用の計算における死亡率の影響は比較的大きい。その一方で、例えば、退職一時金制度や保証期間を伴う有期年金を支給する制度のように死亡率の影響が小さい場合もある。

(注) IAS19 では、(B)の見込みを織り込むことが記載されている。

3.9 一時金選択率

年金による給付について一時金選択が認められている場合には、計算基礎として一時金選択率を設定する。一時金選択率は、経験値を参考にして推定することが一般的である。ただし、一時金選択率の経験値は、年度ごとに相当程度のばらつきがある場合も想定されるが、計算基礎は、退職給付債務の計算対象となる(C)期間の全体を対象としたものであることから、例えば、直近单年度の経験値のみを反映して毎年度の退職給付債務の計算の都度、一時金選択率を変更するような取扱いは必ずしも適切ではないことに留意する。

適格 DB 制度では、終身年金を支給することに代えて一時金選択を認める場合には、一時金額の計算方法が、保証期間の残存期間に関する現価相当額として規定されていることが多い。このような制度における一時金選択率は、退職給付債務や勤務費用の計算における影響が比較的大きいことに留意する。

公益社団法人日本年金数理人会が定めている「厚生年金基金実務基準」及び「確定給付企業年金実務基準」では、一時金選択率は、「原則、老齢年金給付に基づき計算を行うが、一時金選択状況（一時金選択者・選択一時金額等）及びその見通しに基づき(D)を勘案して合理的に設定すること。」とされている。このため、適格 DB 制度の財政の目的で使用されている一時金選択率は、(E)に偏っていることが多いと考えられるので、会計上の計算基礎として、これをそのまま使用については、十分注意するべきである。

(3) 「確定給付企業年金法」および「確定給付企業年金法施行令」における確定拠出年金を実施する場合における手続等に関する記述について空欄を埋めなさい。

○確定給付企業年金法

第八十二条の二 事業主等は、規約で定めるところにより、積立金の一部を、実施事業所の事業主が実施する企業型年金における当該実施事業所に使用される加入者の (F) (確定拠出年金法第二条第十二項に規定する (F) をいう。第四項において同じ。) に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該積立金の一部を、当該事業主等の資産管理運用機関等から当該企業型年金の資産管理機関（同条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。以下同じ。）に移換することができる。

2 前項の規約を定める場合には、当該企業型年金を実施する実施事業所の事業主の全部及び加入者のうち当該積立金の移換に係る加入者（以下この条において「移換加入者」という。）となるべき者の (G) の同意並びに加入者のうち移換加入者となるべき者以外の者の (G) の同意を得なければならない。

3～5 (略)

○確定給付企業年金法施行令

第五十四条の二 法第八十二条の二第一項の規定による積立金の移換は、次に定めるところにより行うものとする。

一 加入者の給付の額を減額することにより当該加入者の (F) (確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第十二項に規定する (F) をいう。以下同じ。）に充てるものであること。

二 移換加入者（法第八十二条の二第二項に規定する移換加入者をいう。以下同じ。）となるべき者の範囲が同条第一項の規約において定められていること。

三 前号の移換加入者となるべき者の範囲は、特定の者について (H) なものでなく、かつ、加入者が (I) できるものでないこと。

四 当該移換加入者の (F) に充てることができる金額は、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額に相当する額（以下「移換相当額」という。）であること。

イ 納付の額の減額に係る規約の変更が効力を有することとなる日（以下「規約変更日」という。）を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなし、かつ、当該規約の変更による納付の額の減額がないものとして同項の規定の例により計算した額

ロ 規約変更日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定の例により計算した額

五 移換加入者となるべき者のうち実施事業所の事業主が実施する企業型年金（確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金をいう。以下同じ。）の資産管理機関（同条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。第五十四条の六において同じ。）への移換相当額の移換に代えて移換相当額の支払を受けることを希望する者（法第八十二条の二第一項の規約を定めることに同意しない者に限る。）に対して、移換相当額の支払を行う旨を同項の規約で定める場合にあっては、当該移換相当額を (J) ものであること。

(4) 「確定給付企業年金法施行令」および「確定給付企業年金法施行規則」における給付の額の算定方法に関する記述について空欄を埋めなさい。

○確定給付企業年金法施行令

第二十四条 法第三十二条第二項の政令で定める方法は、次の各号のいずれかに該当する方法とする。

- 一 加入者期間に応じて定めた額に規約で定める数値を乗ずる方法
 - 二 加入者であった期間の全部又は一部における給与の額その他これに類するものの平均額又は累計額に、加入者期間に応じて定めた率及び規約で定める数値を乗ずる方法
 - 三 加入者であった期間のうち規約で定める期間ごとの各期間につき、定額又は給与の額その他これに類するものに一定の割合を乗ずる方法により算定したものの再評価を行い、その累計額を規約で定める数値で除する方法
 - 四 その他厚生労働省令で定める方法
- 2 前項第一号から第三号までに規定する規約で定める数値は、厚生労働省令で定めるところにより、(K)における受給権者の年齢、支給期間、保証期間（保証期間を定めた場合に限る。）その他厚生労働省令で定めるものに応じたものとしなければならない。
 - 3 年金として支給する給付の額は、当該給付が支給される間において、規約で定めるところにより当該給付の額を(L)するものとすることができる。
 - 4 (略)

○確定給付企業年金法施行規則

第二十六条 令第二十四条第一項第一号及び第二号の規約で定める数値は、年金として支給する場合の標準的な給付の額に係る数値を(M)とし、かつ、当該標準的な給付との(K)における受給権者の年齢、支給期間、保証期間（令第二十三条第一項第一号に規定する保証期間をいう。以下同じ。）（保証期間を定めた場合に限る。）及び次条に規定するもの（次項において「給付額算定基礎」という。）の相違に応じて定めるものとする。

- 2 令第二十四条第一項第三号の規約で定める数値は、支給する給付ごとの給付額算定基礎に応じて定めるものとする。
- 3 前二項の数値の算定の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、次のとおりとする。
 - 一 予定利率は、前回の財政計算の計算基準日以降の日における下限予定利率のうち、最も低い下限予定利率を下回らないものであること。ただし、令第二十四条第一項第三号に掲げる給付の額の算定方法を用いて同条第三項の年金として支給される給付の額の(L)を行う場合その他これに類する場合にあっては、(N)ものとすることができる。
 - 二 予定死亡率は、前回の財政計算において用いた予定死亡率とすること。ただし、予定死亡率を当該確定給付企業年金の加入者等及びその遺族の死亡の(O)に基づき合理的に定めたものとすることを規約に定めた場合にあっては、当該合理的に定めたものとすることができます。

問題2. 次の（1）～（4）の各間に答えなさい。〔解答は解答用紙の所定の欄に記入すること〕

各 5 点 (計 20 点)

(1) 確定給付企業年金は、原則として一つの厚生年金適用事業所について一つに限り実施することができるが、例外的に一つの厚生年金適用事業所について複数の確定給付企業年金を実施することが認められるケースがある。そのうち任意の 3 つのケースを選んで内容を簡記しなさい。

(2) 確定給付企業年金法施行令および確定給付企業年金法施行規則に定められた、終了した確定給付企業年金の残余財産の分配基準について簡記しなさい。なお、残余財産の額が終了日の最低積立基準額を上回っている場合の分配基準のみを記載すること。

(3) 平成 26 年 1 月 1 日に施行された確定拠出年金の企業型年金の資格喪失年齢の引上げに関する次の①～④の記述のうち誤っているものを 2 つ選んで、番号を記入のうえ、それについて誤っている理由を簡記しなさい。

- ① 平成 26 年 4 月 1 日に資格喪失年齢を引上げる規約変更を行った場合、平成 26 年 12 月 16 日に満 60 歳に到達し、その日に定年退職し、翌月の 1 月 15 日に再雇用された者は再雇用により加入者となる。
- ② 資格喪失年齢を引上げる規約変更を行った場合、当該規約変更日時点で 60 歳未満の加入者は満 60 歳到達時点で継続して雇用されている場合でも、規約で定めることにより、従前通り満 60 歳に到達時点で加入者とならないことを選択することも可能となる。
- ③ 資格喪失年齢を引上げる規約変更を行った場合、加入者掛金を定めている場合は、当該加入者掛金は引上げ後の資格喪失年齢まで拠出することが可能である。
- ④ 資格喪失年齢を引上げる規約変更を行った場合でも、60 歳以降の加入者期間は退職所得控除計算のための勤続年数に算入することはできない。

(4) ある企業の退職給付会計に関する諸数値は下表のとおりであった。このとき、次の①、②の各間に答えなさい。

次の割引率で実際に計算した退職給付債務

割引率	退職給付債務
1.40%	10,400 百万円
1.00%	11,000 百万円

- ① 上表の 2 つの退職給付債務を用いて退職給付債務のマコーレー・デュレーションの近似値を日本アクチュアリー会および日本年金数理人会が作成した「退職給付会計に関する数理実務ガイドンス」(以下、「数理実務ガイドンス」という。)に記載されている対数の差分による方法により求めなさい。なお、計算結果については、小数点以下第 2 位を四捨五入し小数点以下第 1 位まで求めるものとし、計算過程も明記すること。

必要であれば下記数値を用いなさい。

$$\begin{aligned}\log_{10} 101.0 &= 2.00432 & \log_{10} 101.2 &= 2.00518 & \log_{10} 101.4 &= 2.00604 & \log_{10} 102.8 &= 2.01199 \\ \log_{10} 104.0 &= 2.01703 & \log_{10} 107.0 &= 2.02938 & \log_{10} 110.0 &= 2.04139 & \log_{10} 114.0 &= 2.05690\end{aligned}$$

- ② 割引率に関する合理的な補正として、デュレーションによる補正と二点補正があるが、数理実務ガイドンスに記載されているそれぞれの特徴(計算式の記載は不要)と留意点を簡記しなさい。

余白ページ

問題3. A社、B社がそれぞれ単独で実施している確定給付企業年金制度の平成 26 年 9 月 30 日の財政決算の状況は次のとおりであった。このとき、次の（1）、（2）の各間に答えなさい。

【解答は解答用紙の所定の欄に記入すること】

（1） 5 点、（2） 15 点 （計 20 点）

【A社の諸数値】

（金額単位：千円）

	A社
数理債務	800,000
許容繰越不足金	120,000
当年度末最低積立基準額	595,000
翌事業年度末最低積立基準額の見込み額	610,000
純資産額	500,000
標準掛金率(規約上)	30.0%
特別掛金収入現価	0
特例掛金収入現価	0
掛金の払込時期	年1回 10月1日
標準給与合計	50,000
予定利率	2.5%
資産の評価方法	時価
財政方式	加入年齢方式
非継続基準の積立不足に伴い拠出すべき掛金の計算方法	積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法
過去3事業年度の非継続基準の積立比率	平成 25 年 9 月 30 日 : 0.91 平成 24 年 9 月 30 日 : 0.90 平成 23 年 9 月 30 日 : 0.89

(1) A社は財政決算の結果を受け、年金財政の健全化を図ることを検討している。継続基準の財政検証結果（基準に抵触する場合には財政再計算の要否を含む）および非継続基準の財政検証結果（積立比率回復のための特例掛金の計算の要否）を判定したうえで、平成 27 年 10 月より適用できる特別掛金および特例掛金の合計額（年額）の最大値を計算しなさい。なお、計算結果については千円未満を四捨五入するものとし、計算過程も明記すること。また、計算を行うための前提については次の＜前提＞のとおりとし、特別掛金の算定にあたっては次の＜現価率表＞を用いることとする。

＜前提＞

- ・計算基準日は平成 26 年 9 月 30 日とする。
- ・特別掛金および特例掛金の払込時期は年 1 回 10 月 1 日。
- ・死亡率、予定利率やその他の基礎率は洗い替えない。
- ・給付の設計は変更しない。
- ・過去勤務債務の償却方法は元利均等償却（固定額）とし、弾力償却や定率償却は行わない。
- ・平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日の期間において、非継続基準の積立不足を償却するための特例掛金は設定していない。
- ・特別掛金の算定において掛金適用日までの予定利息を見込む。
- ・次回再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための掛金の設定は行わない。
- ・確定給付企業年金法施行規則第 59 条第 1 項に定める「翌事業年度における掛金」は平成 26 年 9 月 30 日財政決算の標準給与を基に算出する。

＜現価率表（年 1 回期初払い・予定利率 2.5%）＞

年数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
現価率	1.00000	1.97561	2.92742	3.85602	4.76197	5.64582	6.50812
年数	8 年	9 年	10 年	11 年	12 年	13 年	14 年
現価率	7.34939	8.17014	8.97087	9.75207	10.51421	11.25777	11.98319
年数	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	
現価率	12.69092	13.38139	14.05501	14.71221	15.35338	15.97891	

【B社の諸数値】

(金額単位:千円)

	B社	確定給付企業年金法施行規則第 62 条第 1 号に定める基礎率で算出した場合のB社の諸数値
将来加入者の給付現価	—	—
現在加入者(将来分)の給付現価	750,000	1,100,000
現在加入者(過去分)の給付現価	900,000	1,300,000
年金受給者の給付現価	120,000	140,000
待期者の給付現価	40,000	55,000
その他の受給者の給付現価	0	0
将来加入者の給与現価	—	—
現在加入者の給与現価	11,000,000	12,500,000
標準掛金率(数理上)	6.61%	8.79%
標準掛金率(規約上)	6.6%	8.8%
標準掛金収入現価	726,000	1,100,000
特別掛金収入現価	0	0
特例掛金収入現価	400,000	500,000
最低積立基準額	648,000	—
純資産額	1,800,000	—
標準給与合計	70,000	—
予定利率	2.0%	—
資産の評価方法	時価	—
財政方式	加入年齢方式	—

(2) B 社の諸数値に関連する次の①～③の各間に答えなさい。

- ① B 社の積立上限額にかかる財政検証結果について簡記しなさい。
- ② B 社は給付増額を検討している。加入者の給付水準を 2 倍にした場合に平成 27 年 10 月より 1 年間に適用できる最大の特別掛金の額（年額）を計算しなさい。なお、計算結果については千円未満を四捨五入するものとし、計算過程も明記すること。また、計算を行うための前提については、次の＜前提＞のとおりとする。

＜前提＞

- ・計算基準日は平成 26 年 9 月 30 日とする。
- ・標準掛金の払込時期は毎月。
- ・特別掛金の払込時期は年 1 回 10 月 1 日。
- ・特別掛金の算定において制度適用日（平成 27 年 10 月 1 日）までの掛金の差・給付の適用遅れについては見込まないが、予定利息については見込むものとする。
- ・死亡率、予定利率やその他の基礎率は洗い替えない。
- ・規約上標準掛金率（%）は数理上標準掛金率（%）の小数点以下第 2 位を四捨五入して決定するものとする。
- ・過去勤務債務の償却方法は定率償却（固定額）とする。
- ・次回再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための掛金については廃止するものとする。
- ・平成 27 年 10 月から平成 28 年 9 月の各月における標準給与は平成 26 年 9 月 30 日時点の標準給与と同額で推移するものとする。

- ③ ②のB 社のような大幅な給付増額を実施する場合に財政運営上もしくは制度設計上の観点から留意すべき点を 2 つ述べなさい。

【第Ⅱ部】

問題 4. 次の（1）、（2）の各間に解答しなさい。選択ではありません。

[解答は汎用の解答用紙に記入し、（1）および（2）ともに、それぞれ 3 枚以内とすること。]

指定枚数を超えて解答した場合、4 枚目以降については採点の対象外とする。]

各 20 点 (計 40 点)

(1) 近年の運用環境の好転を受け、確定給付企業年金制度において剩余金が発生するケースが増加している。そこで規約型確定給付企業年金制度における剩余金および別途積立金について、次の①、②の各間に答えなさい。なお、②については単独事業主で実施されている規約型確定給付企業年金制度について考察するものとする。

- ① 確定給付企業年金法施行規則第 112 条に定める規約型確定給付企業年金制度における剩余金および別途積立金の取扱いについて簡記しなさい。
- ② 確定給付企業年金法施行規則第 112 条に定める規約型確定給付企業年金制度における剩余金および別途積立金の取扱いについて、年金財政の健全性の確保および更なる確定給付企業年金制度の普及の観点から問題点の有無を述べなさい。問題点が有ると考える場合はどのように考える理由とどのような方策を講じるべきかについて具体的な内容およびその理由を述べなさい。逆に問題点は無いと考える場合には、どのように考える理由を述べなさい。

(2) 老後所得保障の柱である公的年金制度は中長期の給付水準調整により縮小していく方向にある。また、働き方の多様化が進む中で、個々人のライフスタイルに合わせた老後の生活設計を支える仕組みが必要となっている。これらの背景を踏まえ、退職給付制度全体における確定給付企業年金と確定拠出年金の果たすべき役割、今後のあり方についてどのように考えるか所見を述べなさい。

以上

年金 1 (解答例)

【第 I 部】

問題 1

(1)

設問	○か×を記入	×の場合に正しい内容を記入
①	×	複数の具体的な額からの選択（「定額」でも可）
②	○	
③	×	平成 29 年 3 月 31 日
④	×	国民年金の第一号被保険者および企業年金等対象者でない 60 歳未満の厚生年金保険の被保険者
⑤	×	前事業年度の末日における積立金の額が責任準備金の額又は最低積立基準額のいずれか大きい額を上回るとき

(2)	
(A)	非就労者
(B)	将来の死亡率の変化
(C)	支払い見込み
(D)	年金財政の健全性
(E)	保守的な設定

(3)	
(F)	個人別管理資産
(G)	二分の一以上
(H)	不当に差別的
(I)	任意に選択
(J)	一時に支払う

(4)	
(K)	支給開始時
(L)	改定
(M)	—・○
(N)	零を下回らない
(O)	実績及び予測

問題 2

(1) 以下の 6 つのケースのうち 3 つについて、内容が簡潔に書かれていればよい。

- ①：一つの厚生年金適用事業所について二つの確定給付企業年金を実施する場合であって、当該二つの確定給付企業年金のうちいずれか一方の確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主の全部が同時に他方の確定給付企業年金の事業主の全部とならない場合
- ②：一つの厚生年金適用事業所について二つ以上の確定給付企業年金を実施する場合であって、それぞれの確定給付企業年金の加入者について適用される労働協約、就業規則その他これらに準ずるもののが異なる場合
- ③：法人である確定給付企業年金を実施する事業主が他の法人である事業主と合併した場合であって、当該合併の日から起算して原則として 1 年を経過していない場合
- ④：平成 29 年 3 月 31 日までの間、移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継した事業主等が、当該権利義務を承継した日から起算して 5 年を経過していない場合（ただし、当該権利義務の承継に係る確定給付企業年金が受託保証型確定給付企業年金である場合においては、当該確定給付企業年金が終了するまでの間）
- ⑤：存続厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務を承継した規約型企業年金の事業主が、当該権利義務を承継した日から起算して 5 年を経過していない場合
- ⑥：存続厚生年金基金の権利義務を承継した企業年金基金が、当該権利義務を承継した日から起算して 5 年を経過していない場合

(2) 以下の内容が簡潔に書かれていればよい。

- ・ 次に掲げる額を合算した額を終了制度加入者等に分配する。
 - (ア) 終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額
 - (イ) 残余財産の額から終了日の最低積立基準額を控除した額を分配した額
- ・ (イ) の分配は、規約で定めるところにより、加入者等に係る責任準備金の額又は最低積立基準額等を勘案して、公平かつ合理的に行われるものであること。

(3) 以下の内容が簡潔に書かれていればよい。

誤っている番号

①と②

誤っている理由

- ①：雇用契約の終了日の翌日（加入者資格喪失日）が属する月の同月に再雇用される場合のみ引上げの対象者となるため。
- ②：資格喪失年齢を引上げた場合、引上げの対象者は一律に加入者とする必要があるため。

(参考資料)

厚生労働省 Q & A 「企業型年金加入者の資格喪失年齢引上げに関する Q & A」

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kyoshutsu/kigyou_soushitu/

(4) ① 14.2 年

計算過程は次のとおり。

$$-\frac{\log_{10} 10,400 - \log_{10} 11,000}{\log_{10} 1.014 - \log_{10} 1.010} = -\frac{\log_{10} 104.0 - \log_{10} 110.0}{\log_{10} 101.4 - \log_{10} 101.0} = -\frac{2.01703 - 2.04139}{2.00604 - 2.00432} \doteq 14.2 \text{ 年}$$

(4) ② 以下の内容が簡潔に書かれていればよい。

◆デュレーションによる補正

(特徴)

退職給付債務のデュレーションは、割引率が変化した場合の退職給付債務の変化を示す感応度であることから、デュレーションを用いて割引率の変動幅に応じて退職給付債務を合理的に補正する方法であること。例えば、線形近似と対数近似がある。

(留意点)

変動幅の大きさによっては、本来の計算と補正計算で得られる結果の間に大きな差異が生じる可能性がある。

◆二点補正

(特徴)

2 つの割引率に基づく退職給付債務から補正すること。例えば、線形補間と対数補間がある。

(留意点)

補正計算に用いるために複数の割引率に基づく退職給付債務の計算を行うにあたっては、本来の計算と補正計算で得られる結果の間に大きな差異が生じないように、割引率の幅のとり方に注意する。また、外分補正については、補正值が本来の値を下回ること、及び、内分補正に比較して精度が低いことに留意する。

問題 3

(1) 以下に示す計算過程および計算結果が簡潔に書かれていればよい。

■継続基準

責任準備金＝数理債務－特別掛金収入現価－特例掛金収入現価＝800,000 千円

$$\cdot \text{純資産額} \div \text{責任準備金} = 500,000 \text{ 千円} \div 800,000 \text{ 千円} = 0.62 < 1.00$$

$$\cdot (\text{数理上資産額} + \text{許容繰越不足金}) \div \text{責任準備金}$$

$$= (500,000 \text{ 千円} + 120,000 \text{ 千円}) \div 800,000 \text{ 千円} = 0.77 < 1.00$$

従って、基準に抵触し、繰越不足金を解消するための財政再計算が必要。

継続基準の不足額は 300,000 千円で、特別掛金を最大とするためには、償却期間を最短の 3 年で設定することになり、 $300,000 \text{ 千円} \times 1.025 \div 2.92742 = 105,041 \text{ 千円}$ となる。

■非継続基準

非継続基準の積立比率＝純資産額 ÷ 最低積立基準額＝500,000 千円 ÷ 595,000 千円＝0.84 < 0.94

当年度の積立比率は 0.84 以上ではあるが、過去 3 事業年度の非継続基準の積立比率は(0.91、0.90、0.89) であり、その年度の基準である (0.92、0.90、0.90) を 2 事業年度で下回っているため、特例掛金の計算を行う必要がある。

非継続基準の積立不足を償却するための最大の特例掛金は以下①、②の合算額から翌事業年度における掛金の額を控除して得られる額となる。

① 平成 26 年 9 月 30 日の財政決算時点の非継続基準の積立不足＝最低積立基準額－純資産額＝
 $595,000 \text{ 千円} - 500,000 \text{ 円} = 95,000 \text{ 千円}$

② 翌事業年度の最低積立基準額の増加額＝ $610,000 \text{ 千円} - 595,000 \text{ 千円} = 15,000 \text{ 千円}$

翌事業年度の標準掛金見込総額＝ $50,000 \text{ 千円} \times 30\% = 15,000 \text{ 千円}$

より、特別掛金を設定しなかった場合、 $95,000 \text{ 千円} (= 95,000 \text{ 千円} + 15,000 \text{ 千円} - 15,000 \text{ 千円})$ が最大の特例掛金となる。

最大の特別掛金 105,041 千円の方が最大の特例掛金 95,000 千円より大きいため、

「特別掛金＋特例掛金」としては、特別掛金を最大とした 105,041 千円が最大となる。

(2) ① 以下に示す計算過程および計算結果が簡潔に書かれていればよい。

次式の関係が成立する場合、積立上限額の算定は不要

$$\text{数理上資産額} \leq \text{MAX} (\text{数理債務}、\text{最低積立基準額}) \times 1.5$$

ここで、数理債務＝給付現価－標準掛金収入現価

$$= (750,000 \text{ 千円} + 900,000 \text{ 千円} + 120,000 \text{ 千円} + 40,000 \text{ 千円})$$

$$- 726,000 \text{ 千円}$$

$$= 1,084,000 \text{ 千円}$$

なお、積立上限額の算定要否判定において、給付現価に特例掛金収入現価を加算する必要はない。

$$\begin{aligned} \text{従って、MAX (数理債務、最低積立基準額) } &\times 1.5 \\ &= \text{MAX (1,084,000 千円、648,000 千円) } \times 1.5 \\ &= 1,626,000 \text{ 千円} < \text{数理上資産額 (=1,800,000 千円)} \end{aligned}$$

であるため積立上限額を算出する必要がある。

積立上限額の数理債務は確定給付企業年金規則第 62 条に基づき算出するが、以下の点に留意する。

- ・ 財政方式は、継続基準で採用している財政方式を用いる。
- ・ 数理債務の計算に使用する標準掛金収入現価の標準掛金率は、継続基準で用いている規約上の標準掛金率を使用する。
- ・ 数理債務の計算における給付現価には、次回財政再計算までに発生する積立不足の予想額の現価は含めない。

以上より

積立上限額の数理債務

$$\begin{aligned} &= \text{確定給付企業年金規則第 62 条に基づく給付現価 - 財政決算時の数理債務算定に用いている規約上の標準掛金率を用いた標準掛金収入現価} \\ &= (1,100,000 \text{ 千円} + 1,300,000 \text{ 千円} + 140,000 \text{ 千円} + 55,000 \text{ 千円}) \\ &\quad - 12,500,000 \text{ 千円} \times 6.6\% \\ &= 2,595,000 \text{ 千円} - 825,000 \text{ 千円} \\ &= 1,770,000 \text{ 千円} \end{aligned}$$

従って、MAX (数理債務、最低積立基準額) $\times 1.5$

$$\begin{aligned} &= \text{MAX (1,770,000 千円、648,000 千円) } \times 1.5 \\ &= 1,770,000 \text{ 千円} \times 1.5 = 2,655,000 \text{ 千円} > \text{数理上資産額 (=1,800,000 千円)} \end{aligned}$$

となるため、掛金の控除は必要ない。

(2) ② 以下に示す計算過程および計算結果が簡潔に書かれていればよい。

財政決算時の別途積立金 = 716,000 千円

数理債務

$$\begin{aligned} &= (750,000 \text{ 千円} + 900,000 \text{ 千円}) \times 2 + 120,000 \text{ 千円} + 40,000 \text{ 千円} - 11,000,000 \text{ 千円} \times 13.2\% \\ &= 3,300,000 \text{ 千円} + 160,000 \text{ 千円} - 1,452,000 \text{ 千円} \\ &= 2,008,000 \text{ 千円} \end{aligned}$$

未償却過去勤務債務残高 = 数理債務 - (数理上資産額 - 別途積立金)

$$\begin{aligned} &= 2,008,000 \text{ 千円} - (1,800,000 \text{ 千円} - 716,000 \text{ 千円}) \\ &= 924,000 \text{ 千円} \end{aligned}$$

①平成 27 年 9 月末時点の未償却過去勤務債務残高 : $924,000 \text{ 千円} \times 1.02 = 942,480 \text{ 千円}$

②平成 27 年 10 月から平成 28 年 9 月末の期間における標準掛金見込額 :

$$70,000 \text{ 千円} \times 13.2\% \times 12 = 110,880 \text{ 千円}$$

① > ② より、平成 27 年 10 月から平成 28 年 9 月の期間における一括拠出はできない。

従って、定率償却の最大償却割合 50%での、 $924,000 \text{ 千円} \times 1.02 \times 50\% = 471,240 \text{ 千円}$ が最大の特別掛金額となる。

(2) ③ 例えば、以下のような観点から留意点を 2つ記述していればよい。

- ・規約変更時から原則 5 年が経過するまで、掛金負担が困難であることを理由とした給付減額ができない。
- ・大幅な給付増額により非継続基準の積立比率が大きく低下する恐れがある。制度変更後の財政検証において非継続基準に抵触することを回避するため、給付改善部分にかかる最低保全給付の経過措置を適用することができる。
- ・給付改善部分にかかる最低保全給付の経過措置を適用する場合、非継続基準の判定を緩和する効果はあるものの、最低積立基準額の年間の増加見込み額が大きくなるため、基準に抵触した場合は、積立比率による判定方法により追加の掛金が発生しやすい。経過措置適用の有無にかかわらず、特別掛金の償却期間を短く設定する等、積立比率引き上げのための方策を検討することが望ましい。

【第Ⅱ部】

問題 4

(1) ① 以下の内容が簡潔に書かれていればよい。

- ・決算上の剰余金を生じたときは、別途積立金として積立なければならない。
- ・決算上の不足金を生じたときは、剰余金の累積としての別途積立金を取り崩してこれに充てなければならない。
- ・財政再計算の計算基準日において別途積立金がある場合にあっては、当該別途積立金を取り崩すことができる。

(1) ②

(解答例)

以下では合格レベルの一答案例として、実際の答案の中から複数の記述を選び、再構成のうえ掲載している。そのため、一部に検討が必ずしも十分といえない点等も見受けられ、また当然これら以外にも多くの観点からの記述が考えられるが、あくまで合格レベルの一答案例として参考にされたい。

- ・現行の問題点

剰余金および別途積立金（以下、別途積立金）は将来の積立不足の発生に備えたリスクバッファーとしての役割を果たしているため、年金財政の健全性の確保のためには留保しておくことが重要であり、現行の取扱いのように自由に取り崩すことができるのは問題があると考える。一方、確定給付企業年金制度（以下、D B）の普及の観点からは母体企業の財務状況等に応じて柔軟に別途積立金を活用できる仕組みが望まれる。そのため、年金財政の健全性の確保とD Bの普及という双方のバランスを考慮した以下のような仕組み作りが必要であると考える。

- ・別途積立金の取り崩し

決算時に不足金が発生した場合は別途積立金を取り崩すこととなっているが、取り崩しを行わない選択肢を設けてはどうかと考える。これにより企業が追加負担可能なときは掛金手当てにより別途積立金の取り崩しを行わずに不足金を解消することができ、将来の不足金発生時における追加負担が困難な場合の給付減額や制度終了を未然に防ぎ、受給権保護の強化にもつながると考える。

また、予定利率を高く設定している場合はリスク資産の比率を高めに設定している傾向があるため、運用環境が悪化に転じた場合に積立不足が発生しやすく、年金財政の健全性の観点から問題がある。そこで予定利率やリスク資産の割合が高い場合には別途積立金の取り崩し額を制限することや別途積立金の取り崩しを予定利率引き下げ時に限定することが考えられる。これにより掛金引き下げのための単純な別途積立金の取り崩しを避けることが可能となり、予定利

率やリスク資産の割合を引き下げるインセンティブにもなる。

さらに、別途積立金は継続基準において評価されたものであるため、未償却過去勤務債務の占める割合が高い場合等には別途積立金を有する一方で、非継続基準において積立不足が発生していることもあり得る。したがって、別途積立金の取り崩しを行う場合は、受給権保護の観点より非継続基準における積立状況についても勘案したうえで行うべきであると考える。

・別途積立金の積み増し

現在、将来の積立不足の発生に備えるための掛金拠出は認められていないが、景気がよいときに今後くる不景気に備え、追加拠出による別途積立金の積み増しを認めてはどうかと考える。これが認められれば柔軟な掛け金拠出を行いたいという母体企業のニーズが満たされてDBの普及にも繋がるとともに、運用環境が悪化に転じた場合には積み増した別途積立金を取り崩すことで掛け金の引き上げが抑制され、安定的な財政運営が可能となり、受給権保護の強化が図られると考える。

ただし、このような任意の積み増しを無制限に認めてしまうことは、税制の観点から問題があると考える。このため、例えば、積立金が数理債務+許容繰越不足金以上となった場合は積み増しができない、一回に追加で拠出できる額は標準掛け金額の一定割合までとする等の一定の制限を設ける必要があると考える。

・別途積立金の管理・運用

別途積立金を含めてリスク資産への運用を行った場合、運用環境が悪化すると運用損失の発生によって別途積立金は減少または消滅してしまう。年金財政の健全性の観点から別途積立金は確実に確保しておくことが望ましいため、別途積立金は他の資産と別管理して安全資産のみで運用することとしてはどうかと考える。これにより運用環境が悪化しても運用損失は最小限に抑えられ、年金財政の健全性が確保されるものと考える。また、現在凍結中となっている特別法人税が解除された場合、この別管理している部分が課税対象外となれば、別途積立金を積み立てるインセンティブとなり、DBの普及にも繋がるものと考えられる。

・別途積立金の事業主返還

財政健全性の観点、受給権保護の観点および税制上の観点から別途積立金の事業主返還を容易に認めるべきでないと考える。しかし、剩余資金を本業に活用したいというニーズもあるため、DBの普及の観点からは、労使の合意のもとで一定の要件を満たす場合に事業主返還を認めることも考えられる。例えば、積立上限に抵触した場合に掛け金停止ではなく事業主返還を認めることが考えられる。しかし、大幅な給付減額等によって積立上限に抵触した場合にも事業主返還を認めてしまうと、DBが利益操作に使用される恐れがあるため、過去数年間に給付減額を行っていないこと等の要件が必要である。また、短期的に剩余があるからといって安易に事業主返還が行われないよう過去数年間連続して積立上限に抵触しているという要件や将来の財政見通しの作成を義務付けて年金財政の健全性および受給権保護が確実に確保されることが見込まれる場合に限るという要件も必要となる。なお、返還額は適格退職年金制度と同様に益金扱いとすれば、税制上の問題はないものと考える。

問題 4

(2)

(解答例)

実際の答案の中から合格レベルを満たしたものを見出し、加筆修正を行って掲載している。このため、やや長文過ぎる解答例となっている。また当然これら以外にも多くの観点からの記述が考えられるが、あくまで合格レベルの一答案例として参考にされたい。

確定給付企業年金（以下、DB）と確定拠出年金（以下、DC）は、わが国の企業年金を代表する制度であるが、DBは、「厚生年金基金からの代行返上」や「適格退職年金の廃止」に対応する受け皿制度としての役割を果たす必要があったことから、「退職金の事前積立」として活用されることに重点を置いて設計されている。これに対し、DCは、新しい形態の制度であったため、「公的年金の補完」を担う役割に重点が置かれている。DBにおいては脱退一時金の要件が比較的緩いのに対し、DCでは60歳まで資金の引き出しができず、脱退一時金も個人別管理資産額が小額である場合等に限られていることや、DBに比べ制度間のポータビリティが容易であることもその表れである。加えて、DCは、運用リスクを加入者が負担（給付に反映）するため、事業主の追加負担が発生しないことや、平成12年から導入された退職給付会計において債務認識が不要であったため、経営の安定化の観点からの魅力があった。

わが国では少子高齢化の進展が続いている場合、現在見込まれる中長期にわたる給付調整に加えて、さらに公的年金のスリム化がなされる可能性がある。老後の所得は主に「公的年金」「預貯金」「企業年金」で構成されていると考えられるが、預貯金の増加度合いは個人差があるため、「公的年金」の縮小は企業年金によりカバーすることが望ましい。企業年金の役割は「公的年金の補完」と「退職金の事前積立」が大きく期待されるところであるが、今後は「公的年金の補完」の役割に期待が高まっていくと考えられる。

以上に示した企業年金の果たすべき役割を踏まえ、企業年金の今後のあり方等について所見を述べる。

①企業年金制度の大枠部分の整理

まず、企業年金制度の2つの役割（「公的年金の補完」「退職金の事前積立部分」）を制度上でも明確に分けることが望ましいと考えられる。このように考える理由としては、以下の理由が挙げられる。

- ・「公的年金の補完」については、その目的・役割から一定程度の税制優遇が適用されることが望ましい。このため、優遇されるべき対象を明確にするためにも、限度等を設けてそれぞれの部分に分けることが必要である。
- ・企業年金制度の2つの役割は、その目的や役割から規制すべき点や重視すべきポイントが異なるため、各部分に応じた規制や仕組みを設定することが必要である。
- ・DBとDCはリスクシェアの観点において両極端であり、リスクに関して中立的な制度としてハイブリッド型（DBとDCを組み合わせ）について議論がなされている。しかし、DB

と DC はそれぞれ背景や目的が異なっており、DC は「公的年金の補完」、DB は「退職金の事前積立」の役割が強い。現行制度のままでは、組み合わせた運営が難しく、規制や緩和措置も設定し難いため、制度上「公的年金の補完」と「退職金の事前積立」に分け、それぞれの規制を満たすように、各制度上で DB と DC を企業のニーズに合わせて柔軟に組み合わせることができるようにすべきである。

②DB と DC を組み合わせた運営を行うための全体的なイコールフィッティング

DB と DC では、その背景や考え方の違いから規制内容も異なるが、組み合わせた柔軟な制度を行うためには、加入対象範囲や支給開始年齢の考え方を合わせる必要がある。現在、DC では、通算加入者等期間に応じて 60 歳以降の支給開始年齢が決められており、この関係で加入対象範囲も基本 60 歳未満とされている。高齢者雇用の推進や公的年金の支給開始年齢の引き上げを考慮し、対象範囲を厚生年金保険に合わせた DB と同じとし、支給開始年齢も労使間で決定できるようにすることが望ましい。

③各部分における規制や仕組み

「公的年金の補完」「退職金の事前積立」の部分では、それぞれの目的に沿った別々の規制や仕組みが必要であり、「公的年金の補完」部分においては、以下のような規制や仕組みが考えられる。

- ・範囲を明確にするため、拠出限度額等の限度を設定。
- ・中途引き出しを原則禁止（老後の所得を確保）。
- ・ポータビリティの確実な確保。

1 点目については、現行の仕組みで考えた場合、DC の拠出限度額を DB と DC の合算での拠出限度額に変更することが考えられる。この場合、掛金の払込み方が異なるため、限度額を月単位から年単位に変更することや、拠出限度額を最大限に活用できるよう、給与比による上限設定についても検討することが望ましい。2 点目と 3 点目はセットで考える必要がある。ポータビリティの確保は平成 17 年 10 月に法令上緩和されたが、現状としては広く普及していない。その理由として考えられるのは、受給資格判定等のため、一時金額から加入者期間の変換が必要であり、複雑な規約変更を含めて実務上の負荷が大きいことが考えられる。公的年金の補完部分は年金として支給することが重要であり、法令上も出来る限り広いポータビリティを確保できるようにする必要がある。そのためには共通のインフラ整備が必要であり、個人型 DC 等を含めて検討する必要がある。

一方、「退職金の事前積立」部分は以下のよう仕組みが考えられる。

- ・企業のニーズにより水準を設定できるよう、上限などは設定しない。
- ・中途引出しが、退職時に可能。
- ・ポータビリティは義務化しない。

退職金の水準は労働の対価に対する企業の考え方によるため、上限を設けずに柔軟な設計を可能とすることが望ましい。また、公的年金とは異なり、加入者期間の変換が必要となる当部分は、法令上は可能としつつも、義務化はしないことが現実的である。

以上の通り整理すると、前者は現行の DC に後者は現行の DB にイコールフィッティングする形に近い。分けることで、制度上の煩雑さが増すことも懸念されるが、DB と DC のメリットを残

しつつ、柔軟に組み合わせた運営が可能になる。また、これらは基本的な考え方であり、たとえば公的年金の補完のみの場合には中途引出しできる部分が無くなるため、一定の制約・制限を設けた上で可能とするなど現実的な取り扱いを考える必要がある。

④中小企業を含めた企業年金の普及

公的年金の補完を企業年金で担い、かつ税制優遇などの措置が現実としてなされるためには、国民の大部分を企業年金でカバーできるようにする必要がある。中小企業では、コスト面や手続き面の負荷や、DBであれば追加拠出リスク、DCであれば運用に関する知識不足に伴う運営の負担やリスクが懸念され、広く普及できていないのが現状である。そのため、手続き面の簡素化や受託保証型DBの推進、DCでは投資教育の共同実施など、分かりやすくパッケージ化された制度などをさらに構築し、普及していく必要がある。

以上の取組みは法令等の改正に加え、税制面においても改正が必要となり、ハードルが非常に高いが、公的年金を補完することを目的とした制度の構築は、公的年金のスリム化リスクや各国の私的年金へのシフト等の措置を踏まえると、検討の余地はある。企業のみならず国全体の年金事情を踏まえ、DBとDCをベースに思い切った見直しが必要である。

以上